

平成 23 年 2 月 21 日
【照会先】
大臣官房総務課情報公開文書室
室長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平(内線 7321)
(代表電話) 03(5253)1111

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成 23 年 2 月 4 日から平成 23 年 2 月 10 日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(11/2/21)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成23年2月4日～平成23年2月10日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	16	18	0	0	0	34
職業安定局	128	34	28	0	2	192
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	2	5	0	0	0	7
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	1	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	146	58	28	0	2	234

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	46
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	132
法令遵守違反に関するもの	3
その他	53

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成23年2月4日～2月10日受付分

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	16件	18件	0件	0件	0件	34件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	11件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	11件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	12件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	労働基準法は、使用者ばかりに義務を課している。問題のある労働者もいるのだから、労働者にも義務を課するような法律に変えるべきだ。		労働基準法においては、使用者だけでなく労働者においても、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、その義務を履行すべきとする規定が設けられていることを説明し、御理解を求めました。
2	解雇予告手当は30日分の平均賃金ではなく、90日分くらいにするべきではないか。		労働者が突然の解雇から被る生活の困窮を緩和するため、原則として解雇の際は、まず、少なくとも30日以上前に予告をしなければならないこと、また、予告をしない場合は、解雇予告手当として「30日以上分の平均賃金」の支払いが必要であることなどを説明し、御理解を求めました。
3	時間外休日労働に関する協定届等のパンフレットについて、外国人が制度、協定の方法、効力等理解できるよう外国語で記載したパンフレット等作成してほしい。		お問い合わせの内容について、掲載されている厚生労働省ホームページを御案内し、掲載内容について御説明いたしました。
4	未払賃金立替払の請求をしたが、まだ支払がない。生活に困っているので早急に支払ってほしい。		迅速な処理に努めているが、事業主と連絡が取れず、資産状況を示す書類等も散逸していることから、調査が難航していることを説明し、御理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	最低賃金が上がって、このような景気ではどこも雇ってくれない。最低賃金はもっと引き下げて、雇いやすくするべきだ。		最低賃金は、地域における労働者の生計費、通常の事業の支払能力等を勘案して、公労使三者構成の地方最低賃金審議会の審議を経て、決定されるものであること、政府としても最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
6	定期健康診断結果報告書を監督署に提出したいが、監督署に所定の用紙をもらいに行くのは面倒である。 プリンタで印刷した普通用の紙で提出できるようにしてほしい。		お問い合わせの様式は、現時点ではOCR(Optical Character Reader : 光学式文字読み取り装置)による文字読取専用の用紙であるため、一般的なプリンター等で印刷しても読取機が認識しないため提出を受け付けていないが、本年4月1日を目処に様式を改正して白黒印刷したものも受付可能となることを説明し、御理解いただきました。
7	仕事中負傷し、病院が遠いので薬店で市販薬を買って我慢したが、市販薬の代金は労災保険から支給されないと言われた。なぜ市販薬はだめなのか。		労災保険は、医師の処方箋に基づいた薬剤が療養補償の支給対象となることなどを説明し、御理解を求めました。
8	労災の再発認定について、調査に時間がかかりすぎている。		再発の労災認定に係る調査は、当初の業務上の傷病と再発後の傷病の症状との間に相当因果関係が認められなければならないため、事案の調査内容によって処理が長引く場合があること、労災認定について迅速・適正な処理に努めていることを説明し、御理解を求めました。
9	労働保険料のことで相談に来たが周りには聞かれない内容なので、相談カウンターでは相談できない。個室はないのか。		相談カウンターには「個室で相談をご希望の方はお申し出ください。」との表示をしていたのですが、事前に相談者の方に確認しなかったことをお詫びし、個室に御案内して御相談いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年2月4日～2月10日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 高崎 雅之(内線5653) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	128件	34件	28件	0件	2件	192件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	31件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	119件
	法令遵守違反に関するもの	3件
	その他	39件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、昨年10月には事業主向けパンフレットを改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	新しい求人検索端末は操作が複雑で時間がかかる。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。
3	ハローワークの求人を増やしてほしい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善して欲しい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解いただきました。
7	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就くありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
8	ハローワークの開庁時間を延長して欲しい。		開庁時間を延長しているハローワークと、土曜日に開庁をしているハローワークをご案内するとともに、インターネットにて、終日求人検索等が可能な、「ハローワークインターネットサービス」、「しごと情報ネット」等をご案内しました。
9	ハローワークのお手洗いの個室にコートや荷物を掛けるフックをつけて欲しい。		いただいたご意見を踏まえ、該当ハローワークのお手洗いについて、今月中に荷物掛けフックを設置いたします。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成23年2月4日～2月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	5件	0件	0件	0件	7件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	社内でポジティブ・アクションの導入を検討するため、女性社員の意見を聞いたところ、ポジティブ・アクションで管理職に雇用されると、独力でがんばって管理職となった女性の努力を無にするから、必要ないとのことであった。このような実態を知ってほしい。		ポジティブ・アクションの趣旨を説明しました。
2	小規模建設業において、育児・介護休業法の趣旨は理解するが、建設業法等他法令に規定されている基準を満たすため(当該企業へ一定の継続勤務期間を有する資格者を現場へ常駐させなければならないなど)には、対応できない場合も考えられる。各省庁間で中小企業の実態に即した法令の調整を要望する。		法の趣旨について説明し、納得いただくとともに、貴重なご意見として承りました。
3	次世代法に基づく、一般事業主行動計画策定の必要性について、雇用均等室から説明を受けても、必要性や緊急性が感じられない。		法律について説明し、ご理解をいただくとともに、貴重なご意見として承りました。
4	求人誌に載っている求人は、実際に電話するとほとんどが男性のみ又は女性のみだ。求人誌は、男性又は女性と書くとならざる違反になるから書けないと言う。求人誌を指導するべきである。		均等法の趣旨を説明するとともに、法違反が認められる場合、当該求人を行っている企業に対して厳正に指導する旨を説明しました。
5	育児・介護休業法上、事業主は育児及び介護休業や子の看護休暇に係る証明書類を求められることができるのに、通達では、証明書類の提出を拒んだ場合にも、申出の効力が無効となるわけではないとなっている。これでは、事業主は、労働者が虚偽の申出をしたとしても休業を認めなければならないことになる。証明書の提出を労働者が拒んでも申出自体の効力に影響がないということに納得がいけない。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	育児・介護休業法に基づく調停会議において、職員が会議の終了時間ばかり気にして不愉快であった。また、聴取が1回のみと説明されたが、調停の制度上1回とは限定されていないはずであり、納得がいかない。		職員の態度について率直にお詫びするとともに、必要に応じて再度聴取する場合もあることを説明し、ご理解を得ました。
6	社労士として複数の企業の行動計画策定等のお手伝いをしている。公表の方法として「両立支援のひろば」を活用しているところ、ひとつのメールアドレスで複数の企業を登録することができない。複数の登録が可能となるようにシステムの改修をしてほしい。		行動計画の公表は各事業主が行うことを想定していることを説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成23年2月4日～2月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	個人の保険薬局の窮状について理解してほしい。 新規に開院されるドクターや院外処方箋に切り替わる医院は自院 近隣の調剤薬局を指定して処方箋を発行しているようなので、病 院や診療所から離れている薬局では患者があまり訪れない(面分 業は不可能)。 又、ポイントカードで患者を誘致するドラッグストアも現れてい る。ドラッグストアのように患者の要望に応えようとする、結 果、備蓄薬品在庫も増加し、当然不動薬品も増え続けている。処 方箋の枚数も昨年と比較すると1割強減少しているのが現況ある。 このような環境では経営が心配になる。		手紙での申し出であったため、ご本人様 にお電話し、医療機関が調剤薬局を指定 していることについては、そうした事実が 判明した医療機関は厚生局で指導を行っ ていること。また、ご意見については国民 の皆様の声として受付させていただくこと をお話しし、ご了解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。